### 基本目標3

## 安全・安心で快適なまちへ

## 3-1

# 災害に強く犯罪が起こりにくい まちづくりを推進する

## 1 防災・消防

#### 現状と課題

近年、地球温暖化に伴う気候変動による台風の大型化や集中豪雨の頻発化、近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震など自然災害のリスクが高まっています。

このような中、災害による被害を減らすためには、市民の防災意識や地域の防災力など災害対応力の向上を図るとともに、治水や耐震化など都市基盤の強化が不可欠です。

特に、高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力をより一層高めていく必要があります。

また、道路、下水道などの都市基盤施設や建物については、首都直下地震\*などによる複合災害\*の被害を最小化する「減災」と、被害からの迅速な回復を図る「応災」を基調とした機能の強化・充実を図る必要があります。

堀江·猫実·当代島地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あいな道路が多く火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念されるなど、住環境や防災面での課題を抱えています。特に、堀江·猫実元町中央地区は、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地\*」を含んでいるなど、防災面からの緊急的かつ重点的な改善が求められています。

また、近年の気候変動に伴う集中豪雨や台風による被害が頻発・激甚化の傾向にあることや、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が低下していることなどから、計画降雨量をはじめ、雨水排水対策の抜本的な見直しが求められています。

消防・救急体制については、これまで社会状況や都市環境の変化に対応しながら、体制の整備に努めてきましたが、今後も、テーマパーク、ホテルの開発に伴う来訪者の増加などにより、さらに消防・救急需要の増加が見込まれます。

そのため、消防・救急体制の強化を図る必要があります。

特に、大規模災害時には、一度に多くの負傷者の発生が予想されることから、応急医療体制\*の強化を図る必要があります。また、ライフライン\*の寸断により、医療機能の一時的な停止が懸念されることから、災害時にも必要とされる医療機能の確保に取り組む必要があります。

東日本大震災の液状化現象により境界が不明確となっている宅地が残っていることから、移動した土地の境界を確定するため、引き続き地籍調査を行う必要があります。

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### 施策の展開内容

#### (1) 地域主体の防災対策の充実

災害の被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図ります。

自主防災組織\*については、その活動を支援するとともに、組織間の連携強化を促進します。また、避難所ごとの運営マニュアルの見直しを促進するなど、避難者が主体的に避難所の運営に取り組むことができるよう支援します。

水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行う「地域水防団」を設置します。

自治会や老人クラブなどの地縁団体\*への所属の有無に関わらず、災害時に互いに支え合うことができるよう、自主防災組織\*を中心にすべての団体や住民が参加できる新しい仕組みづくりを検討します。

高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々(要配慮者)が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられるよう、自主防災組織\*や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者との協力体制づくりを推進します。

多くの滞在人口が見込まれる本市では、災害時に多くの帰宅困難者が発生することが懸念されることから、事業者の帰宅困難者対策を促進します。また、通勤や通学などにより市外に外出した市民が帰宅困難者となることも懸念されることから、千葉県をはじめとする関係機関と協議しながら帰宅支援対策に取り組みます。

市民を水害から守るため、建物の所有者や管理者などの協力を得ながら、垂直方向の避難ができるよう、避難環境の確保に取り組みます。

迅速かつ機動的な応急復旧や中・長期的視点に立った復興への取り組みを円滑に展開できるよう、実践型の防災訓練の実施や地域防災計画の継続的な見直しに取り組みます。また、発災時に迅速かつ確実に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。さらに、災害時の緊急物資などの計画的な備蓄を推進します。

#### (2) 震災に強い都市基盤の整備

今後、発生が予測される首都直下地震\*などによる被害の防止・軽減を図るため、災害時の緊急輸送路\*となる主要な幹線道路の液状化対策に取り組むとともに、無電柱化や橋りょうの耐震化に取り組みます。また、災害時にも安定した市民生活を確保できるよう、下水道の耐震化を計画的に推進するとともに、関係機関と協議しながら、ライフライン\*の災害対応力の強化を促進します。

東日本大震災によって不明確となった土地の境界については、今後想定される災害に対する復旧の迅速化が図られることから地籍調査の手法を導入し、境界の明確化を推進します。

旧耐震基準\*により建てられた木造住宅や分譲集合住宅、緊急輸送路\*沿道の建物の耐震化を支援します。 既成市街地における液状化対策については、官民連携による具体的工法の研究開発を促進するとともに、 十分な情報提供や説明がなされるよう、国や千葉県に要請します。

#### (3) 密集市街地の改善

堀江·猫実·当代島地区の密集市街地\*については、地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、地区の防災性能の向上に取り組みます。

堀江・猫実元町中央地区においては、火災による延焼拡大の防止と避難路を確保するため、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進します。また、個々の建物からの安全な避難経路を確保するため、狭あい道路の拡幅や未接道宅地\*の解消に取り組みます。さらに、防災活動の円滑化を図るため、新橋周辺の市有地などを活用して、身近な防災活動の場や避難経路として整備します。

#### (4) 治水・排水体制の充実

近年、局地化・激甚化する集中豪雨や台風などによる都市型水害\*に備え、関係機関と協議しながら、1時間あたり60mmの降雨に対応する雨水排水施設の整備に取り組みます。

老朽化する排水機場・ポンプ場の改修や建て替えも視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努めるとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進します。

高潮や地震などによる水害を防ぐため、千葉県が管理する河川や海岸の老朽化した護岸の改修を促進するとともに、境川河口部の水門と排水機場の新設について、財政負担を含め千葉県と協議を進めます。

#### (5) 消防・救急体制の充実

来訪者の増加などに伴う消防・救急需要に的確に対応できるよう、舞浜地区における消防出張所の整備に取り組みます。また、消防・救急車両や消防水利施設\*の計画的な更新など消防力の充実を図るとともに、広域的な連携の強化を図ります。

自主防災組織\*と連携しながら市民一人ひとりの防火意識の向上を図るとともに、災害時の初動対応で重要な役割を担う消防団については、安定して活動できるよう、新たな団員の確保に努めます。また、団員の知識や技術の向上を図るとともに、市全域への出動体制の強化に取り組みます。

#### (6) 災害時医療体制の充実

災害発生後の応急医療体制\*の強化を図るため、早期に救護所を開設し、円滑な応急医療活動が実施できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに応急用医療資機材の整備に取り組みます。

災害時にも必要な医療を提供できるよう、災害時医療拠点施設\*などにおける医療機能の確保に向け、施設管理者と協議・調整を行いながら対策を進めます。



境川東水門



消防本部

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

## 防犯・消費生活・交通安全

#### 現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数は一貫して減り続けており、本市においても、平成30年(2018年)では過去10年で最も多かった平成24年(2012年)に比べて45%減少しています。

一方、全国における全被害認知件数(人が被害を受けたもの)のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は平成22年(2010年)以降、7年連続対前年比増加で推移しており、今後、本市でも高齢化の進展を背景に、高齢者の被害件数が増加することが予測されます。また、全国で子どもが被害者となる凶悪犯罪が発生しています。

市では、安全で安心なまちづくりを推進するための条例を制定し、地域住民の身近な場で発生する犯罪の未然防止と、市民一人ひとりの防犯意識や地域防犯力を向上させるとともに、市民、事業者、市がそれぞれの適切な役割のもと、相互の連携の強化を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進してきました。

多様化する犯罪に対応するため、「自分の安全は自分で守る、地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、 警察などの関係機関との連携・協力による、更なる防犯力の強化が必要であり、子どもの安全確保や高齢者を悪 質な詐欺被害から守る対策などが重要となっています。

消費生活については、商品やサービス形態、販売方法の多様化・複雑化に加え、高齢化や情報化など、社会経済 情勢やその時代の世相を反映して、様々な消費者トラブルが発生しています。

消費者トラブルを未然に防止し、安全で安心できる消費生活を実現するためには、子どもから高齢者まで各年代の特性に応じた消費者教育を推進するほか、消費者トラブルに巻き込まれた市民への相談支援体制の充実に努める必要があります。

交通安全については、近年、本市の交通事故の発生件数、死傷者数は10年前と比較し減少傾向で推移しています。一方、高齢者の交通事故件数は、ほぼ横ばい状態で推移していますが、交通事故件数のうち、高齢者が占める割合は、10年前と比較し増加傾向にあります。また、平坦な土地柄の本市では、多くの市民が自転車を利用しており、人身事故全体に占める自転車が関係する事故の割合が高くなっています。

このような中、高齢者の交通事故や自転車が関係する交通事故などの抑止に向け、警察などの関係機関との連携・協力のもと、子どもや高齢者、自転車利用者などを中心に、交通安全意識の向上に努めるとともに、信号機の設置や交差点の改良、自転車通行空間の整備など、道路交通環境の改善を図る必要があります。

一方、近年は、高齢運転者が加害者となる交通事故も増加しており、高齢運転者の交通安全対策が重要な課題 となっています。



防犯パトロールカー

#### ◆刑法犯認知件数の推移

#### ■刑法犯認知件数



平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 (2009年) (2010年) (2011年) (2012年) (2013年) (2014年) (2015年) (2016年) (2017年) (2018年)

資料:千葉県警察本部

#### ◆交通事故発生件数に占める高齢者の割合の推移



平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 (2009年) (2010年) (2011年) (2012年) (2013年) (2014年) (2015年) (2016年) (2017年) (2018年)

資料:千葉県警察本部

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### 施策の展開内容

#### (1) 防犯体制の強化

地域全体による防犯力の強化を図るため、各種啓発事業により市民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、自治会やPTAなどの自主防犯活動を支援します。

防犯意識の啓発や犯罪の抑止を図るため、犯罪発生情報や防犯関連情報の市民への迅速な提供に努めるとともに、巡回パトロールや防犯カメラの設置など、市民・警察などと連携した防犯活動を展開します。また、インターネット犯罪などの日々巧妙化する詐欺や、振り込め詐欺などの主に高齢者を標的とした犯罪対策について、警察と連携しながら知識の普及や情報の発信を図ります。

子どもたちを犯罪から守るため、防犯キャンペーンや防犯講演会の開催など、地域の自主防犯活動団体への活動支援や活動団体のネットワークの充実を図ります。

市全体の治安維持や防犯体制を強化するため、大規模住宅開発により人口増加が見込まれる高洲地区に 新たな交番の設置を促進します。

犯罪被害者については、犯罪被害者等支援団体などの関係機関と連携を図りながら、相談機関の紹介や情報提供など適切な支援に取り組みます。

#### (2) 消費生活の向上

多様化・複雑化している消費者被害に対応するため、引き続き警察や弁護士、自治会・老人クラブなどと連携しながら、被害の防止と救済を図るとともに、消費生活の相談場所である消費生活センターの更なる周知に取り組みます。

また、消費者トラブルを未然に防止し、安全で安心できる消費生活を実現するため、消費者教育講座や出前講座の充実を図るなど、子どもや若者、高齢者など各年代の特性に応じた消費者教育を推進します。

#### (3) 交通安全対策の推進

安全な交通環境を創出するため、警察との連携・協力のもと交通事故の発生が多い地区などを対象に、信号機の設置や交差点の改良、道路反射鏡や路面標示などの交通安全施設の充実など、道路交通環境の改善に取り組みます。また、交通安全の普及・啓発や交通安全教育、地域全体の交通安全運動などによる交通安全意識の向上を図ります。

歩行者・自転車双方の安全性の向上を図るため、通行区分の視覚的な分離や誘導などによる自転車通行環境の整備を推進します。

交通事故の防止や交通秩序の維持に重点を置いた取り締まりの強化を促進します。また、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを促進します。

### 3 - 2

## 水と緑を活かした快適な環境を整備する

### 1 水辺環境

#### 現状と課題

豊かな水辺は、都市に残された貴重なオープンスペースとして、都市生活にうるおいを与えるだけでなく、レクリエーションの場や防災機能、地域産業の振興資源として活用することが期待されています。

三方を海と河川に囲まれた本市では、これまで治水を優先した整備が進められてきましたが、近年、一部の海岸の開放が進むなど、市民の憩いの場として水辺を身近に感じることができるようになりました。

今後も、後背地のまちづくりと連携を図りながら、河川や海岸沿いの緑道などの整備を推進し、水際線\*のコミュニティ空間としてネットワークの形成を図る必要があります。

境川については、新橋から東水門の区間において、千葉県の護岸改修とあわせて、テラス護岸などの親水施設を整備してきましたが、西水門から新橋、東水門から河口部の区間についても、沿川の公園や緑地などと一体となった親水施設の整備に取り組んでいく必要があります。

見明川については、右岸(舞浜地区側)では遊歩道や親水施設が整備されており、左岸(富士見・弁天地区側)についても同様の整備を進める必要があります。また、堀江川、猫実川については、親水空間の整備と水質の改善など環境に配慮した整備に取り組んでいく必要があります。

旧江戸川については、これまで千葉県による護岸改修が進められており、残る区間についても早期改修を促進するとともに、護岸の適正な管理と親水化に取り組む必要があります。

高洲地区の海岸については、千葉県による転落防止柵や修景整備が行われ、市民の憩いの場として開放されている一方、日の出・明海地区の海岸については、市民が立ち入れない状況となっていましたが、現在、千葉県と連携・協力を図りながら、順次開放してきています。

舞浜地区の海岸については、老朽化や地盤沈下による護岸機能の低下が生じていることから、千葉県の護岸改修とあわせて、緑地や修景整備を進めており、今後も引き続き、千葉県と協議しながら、整備していく必要があります。

千鳥・港地区の海岸については、新たな水辺のネットワークの形成に向けて、千葉県と協議しながら取り組む必要があります。

三番瀬は、市民にとって水辺に触れ合うことができる貴重な干潟・浅海域であり、この自然環境を保全しつつ、市民が憩い、自然を学ぶ場として活用が求められています。

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### 施策の展開内容

#### (1) 水辺のネットワークの形成

市民が楽しみながら水辺を散策し周遊できるよう、これまでに引き続き、可能な限り水辺に近づける空間の整備に取り組むとともに、これらを結ぶ水辺のネットワークの形成に向け、河川、海岸沿いの緑道や管理用通路、公園などの公共空間を活用した整備に取り組みます。

#### (2)河川環境の整備・活用

境川については、管理者である千葉県と連携・協力し、周辺の土地利用を踏まえながら、修景整備に取り組み親水空間を創出します。西水門の耐震改修を促進するとともに、周辺の修景整備に取り組みます。東水門周辺で、沿川の公園や管理用通路などを活用した修景整備に取り組みます。河口部では、その形状を活かしながら、水上シアターなどのイベント空間や市民が水辺に親しめる環境の整備を進めるとともに、高洲海浜公園、総合公園と連続性を持たせた整備に取り組みます。

見明川、堀江川については、千葉県と協議しながら護岸改修や修景整備に取り組みます。また、猫実川については、河川環境の改善を図るため、二層河川\*などの改修方法について千葉県と協議を進めます。

旧江戸川については、堀江ドックの耐震化を図るため千葉県による護岸改修の早期整備を促進します。また、耐震化にあわせた防災桟橋\*の整備など防災機能の強化や、防災桟橋\*を活用した江戸川区側との渡船事業など堀江ドックの魅力づくりに取り組みます。

#### (3)海岸環境の整備・活用

日の出・明海地区の海岸については、市民が水辺をより身近に感じられるよう、千葉県と協議を進めながら 安全対策を講じ全面開放に向けて取り組みます。

舞浜地区の海岸については、引き続き千葉県と協議しながら護岸改修を計画的に推進するとともに、ジョギングやサイクリングも楽しめる緑道の整備を推進します。

港地区の海岸については、千葉県と協議しながら海釣りなどで海を感じることができる空間の整備に取り組みます。

三番瀬については、市民団体などと連携のもと自然観察や環境学習の場として活用を促進するとともに、水辺に直接触れられるよう海岸開放に向けて取り組みます。



境川

### 2 公園・緑地

#### 現状と課題

まちのみどりは、市民の心を癒し、やすらぎを与えるとともに、うるおいとにぎわいの調和のとれた成熟した都市の形成に欠かせない要素であり、次世代へと継承していかなければならない資産です。

市では、環境保全、防災、レクリエーション、景観形成といった様々な視点から、計画的に公園や緑地の整備に取り組んできました。

今後も、地域の特性を踏まえながら公園や緑地を整備するとともに、道路や河川、海岸、公共施設だけでなく、 民有地を含め、みどりの創出や保全、育成に取り組んでいく必要があります。

特に公園の少ない地域では、地域住民が身近にみどりに親しめる場や防災面に配慮したオープンスペースを確保するため、今後も引き続き、再整備などにあわせた公園や緑地の創出に取り組む必要があります。

また、これまでの公園や緑地の整備は、箇所や量を増やすことに重点をおいてきましたが、今後は、利用者の視点から公園や緑地の活性化や魅力づくりなどを図っていく必要があります。

みどり豊かなまちづくりをより積極的に推進していくためには、市民や事業者の協力が不可欠であり、公園の里親\*など緑化活動を行う市民活動団体の活動の支援や、団体同士のネットワーク化を促進してきました。

しかし、市民団体の高齢化や会員数の減少など、活動基盤が脆弱になる傾向も見られてきていることから、人材の育成や市民団体の活動の充実を図る必要があります。



浦安公園・猫実街区公園

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### 施策の展開内容

#### (1) みどりのネットワークの形成

海岸護岸としての役割を終えた旧護岸(第1期護岸)については、みどりのネットワークを形成するうえで重要な空間であることから、沿道の住民や千葉県との調整を踏まえ、緑道などの活用について検討します。

公園や緑地が不足している地域では、市街地の整備状況にあわせ、防災機能の確保に配慮しながら公園や緑地の拡充に取り組みます。

点在している公園や緑地などのみどりの拠点を、水際線\*や街路樹・緑道でつなぐことにより、まち全体を 包み込むようなみどりのネットワークを形成します。

#### (2) 公園の再生・活用

公園の利用状況や施設の老朽化などを踏まえ、市民ニーズなどを捉えながら地域の特性を活かした再生・活用を図ります。また、民間活力を活用しながら、公園の新たな魅力づくりや効率的な管理・運営に取り組みます。

#### (3) 身近なみどりの保全

公共性のある場所や住宅地などの民有地にある一定の要件を満たす樹木の保存を支援するとともに、一定面積以上の工場、事務所、住宅地などを対象に緑化協定を締結することで、良好なみどり環境の保全を図ります。

予防保全型の管理として、街路樹などの定期的な点検や遊具などの劣化の程度が軽微な段階で適切な対策を行うことで、既存の公園施設の長寿命化を図ります。

#### (4) 多様な主体との連携によるみどりの育成

市全体でみどりの充実と質の向上を図るため、緑化活動を行っている市民や団体、事業者それぞれの立場で主体的に行動するよう促すとともに、ネットワーク化を図ります。

また、より多くの市民が気軽に参加できる緑化イベントの開催などを通して、みどりや自然に対する理解と 意識の向上を図ります。



総合公園

### 3 ごみ処理

#### 現状と課題

持続可能な循環型社会\*の形成に向けて、限りある資源をできる限り有効に利用し、廃棄物の発生抑制、再利用などを推進していくことが市民、事業者、市の責務です。

また、近年、海洋に流出するプラスチックごみが世界的な問題になっており、平成30年(2018年)6月の海岸漂着物処理推進法\*の改正やレジ袋の有料化に向けた法整備など、プラスチックごみの発生抑制に向けた取り組みが進められています。

これまで市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量・再資源化に向けた様々な取り組みを推進してきました。

本市のごみの排出量は緩やかな減少傾向が続いているものの、最終処分を県外の民間施設に依存しており、最終処分量を削減することが大きな課題となっています。

引き続き、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確に認識し、ごみの減量・再資源化に取り組んでいく必要があります。

また、廃棄物処理施設(ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設)は、竣工から20年以上経過しており、将来にわたり廃棄物の適正な処理や処分を行うため、延命化について検討するとともに、計画的に維持管理していく必要があります。

#### ◆ごみの排出量の推移



資料:ごみゼロ課

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### 施策の展開内容

#### (1) ごみの減量・再資源化の推進

循環型社会\*を構築するため、ビーナス計画のもと4R(Refuse(Ma), Reduce(少なくする), Reuse(再使用する), Recycle(再生利用する))を推進し、ごみの発生・排出を抑制するため、ごみの減量に向けた取り組みの周知徹底を図ります。

一般家庭から排出される資源物のリサイクルを促進するため、分別収集の徹底や、使用済みの小型家電などの拠点回収や有効活用、自治会などの団体が実施している資源回収事業への支援に引き続き取り組みます。

事業者の自己処理責任に基づく事業系ごみの減量や適正処理に向け、事業者への監視・指導体制や普及・ 啓発活動の強化を図ります。

市民の積極的なリサイクル活動を支援するため、市民が利用しやすい地域へのビーナスプラザの移転を検討します。

#### (2)ごみの適正処理の推進

クリーンセンター(ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、再資源化施設、し尿処理施設)について、将来にわたり安全なごみ処理を安定的に推進できるよう民間事業者のノウハウや新技術を活かし、より効果的かつ効率的に施設機能の維持・向上を図ります。

ごみ焼却施設については、将来の建て替えに要する財源確保を視野に入れながら、平成7年(1995年)の竣工から50年間の運用を目指し延命化工事に取り組みます。また、あわせて不燃・粗大ごみ処理施設や再資源化施設についても、延命化工事に取り組みます。

最終処分については、県外の民間施設に依存しているため、更なる処分量の削減に努めるとともに、引き続き最終処分場\*の確保に取り組みます。



クリーンセンター

### 4 環境保全

#### 現状と課題

環境問題は、温室効果ガス\*による地球温暖化の問題から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染といった公害問題、 さらには地域の生活環境に係る問題など、多様化・複雑化しています。

市では、平成26年度(2014年度)に策定した「浦安市第2次環境基本計画」に基づき、市民、事業者、市が役割に応じた環境の保全に取り組んできました。また、平成29年(2017年)3月には、「第4次浦安市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、公共施設における省エネルギー化や再生可能エネルギー\*の利用を進めてきましたが、今後もより一層、市民、事業者、市が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

また、平成30年(2018年)6月に公布された「気候変動適応法\*」により、地方自治体は、温室効果ガス\*の排出を抑制する「緩和策」を引き続き進めると同時に、気候変動の被害の軽減に向けた対処療法的な取り組みである「適応策」を進めていくことなどが努力義務として課せられました。

そのため、これまで推進してきた温室効果ガス\*の排出を抑制する緩和策に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減できるよう、健康被害などへの適応策を具体的かつ着実に推進する必要があります。

一方、交通量の多い広域幹線道路が市内を通っているため、自動車排出ガスによる大気汚染とともに、自動車 騒音や道路交通振動の影響を受けやすい状況にあります。また、生活環境における問題は、ごみのポイ捨て・不法 投棄やペットの飼育マナーの低下に留まらず、有害鳥獣の生息域の拡大など様々になっています。

こうした環境問題に適切に対応するため、今後も引き続き、安心して暮らせる生活環境を確保するための対策 を講じるとともに、市民や事業者に生活環境に配慮した行動を促していく必要があります。



太陽光・風力発電設備



太陽光発電設備

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### 施策の展開内容

#### (1) 地球温暖化対策の推進

温室効果ガス\*の削減に向けて、気候変動緩和策として再生可能エネルギー\*の導入を促進するとともに、 省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業活動の促進に向けた普及・啓発に努めます。市でも一事業所 として、省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギー\*の利用や設備の導入などに取り組みます。

また、市民や事業者などと連携して温暖化対策を推進するため、各種イベントの開催や情報の発信により、意識の向上を図ります。

気候変動適応策について、熱中症の予防や打ち水、緑のカーテンをはじめとする暑熱対策など、市民や事業者による主体的な取り組みを促進するとともに、周知・啓発による意識の向上を図ります。

また、関係機関との連携・協力のもと、気象観測データや、PM2.5\*などの大気監視データの経年変化を継続的に観測するとともに、市民や事業者へ情報提供を図ります。

#### (2) 多様化・複雑化する生活環境問題への対応

大気汚染や騒音、振動、水質汚濁、悪臭などについては、国や千葉県と連携しながら監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導により未然防止に努めます。

空き缶や吸い殻などのポイ捨てを防止するため、注意喚起などの啓発を行うとともに、自治会や事業者などが行う環境美化活動を支援します。また、喫煙に伴う煙や臭いを軽減するため、分煙対策を推進します。

飼い主のいない猫(野良猫)や都市部に生息域を拡大しつつある野生動物による、生活被害の防止に努めます。また、犬や猫などの愛護動物を適正に飼育管理するための正しい知識の普及・啓発を図るとともに、人と動物が共生できるまちづくりに取り組みます。

生活騒音など日常生活に起因する環境問題に対応するため、啓発などに取り組みます。



三番瀬の清掃活動

### 3 - 3

## 暮らしを支える都市基盤を整備する

### 1 市街地・住宅

#### 現状と課題

これまで堅調な人□増加を支えていた埋立地における大規模住宅地開発が終盤を迎える中、今後、市外からの 転入者が減少し、これまでのような人□増加は徐々に縮小していくことが見込まれます。

このような中、地域の魅力や個性、活力が今後も発揮できるよう、良好な景観や住環境の維持・向上など地域の特性を活かした市街地環境の形成に、より一層積極的に取り組む必要があります。また、様々な世代や世帯がライフスタイルとニーズに応じた住まい方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストック\*の維持・向上を促進する必要があります。

本市の発展の基礎となった堀江・猫実・当代島地区は、古くからの本市の歴史と文化を今に伝える地区です。境川周辺の独特の風情や文化財住宅、神社・仏閣などは、ほかの地区にはない大きな魅力となっています。しかし、地区の一部では、老朽化した木造家屋が多く、都市基盤が脆弱な区域があり、火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念されるだけでなく、公園などのオープンスペースの不足や下水道の未整備箇所が残るなど防災面や住環境面に課題を抱えています。そのため、地区住民の理解と協力を得ながら、引き続き密集市街地\*の再整備に取り組み、防災性の向上や住環境の改善を計画的に推進する必要があります。

埋立造成に伴って開発された住宅地においては、一部の地区で地区計画や景観協定が導入されるなど良好な街並みが維持保全されてきました。大規模な住宅開発から40年以上が経過した地区もあるため、これまでと同様な一定の質と量を保ちながら、引き続き住環境と個々の住宅を維持・向上する必要があります。

計画的に開発された戸建住宅地では、建物の更新時期を迎える住宅が増える中、宅地の細分化や震災による住宅の建て替えが進み、住宅の形態や街並みに変化が見られており、今後は、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟に対応しながら、良質な住宅ストック\*と良好な住環境の維持・向上に取り組む必要があります。

集合住宅については、建物が高経年化しつつある中、分譲集合住宅については、適正な維持管理のための支援に取り組むとともに、将来想定される建て替えなどに向けた取り組みを検討していく必要があります。

日の出・明海・高洲地区では、これまで千葉県が策定した土地利用計画に基づき、住環境と調和する商業・業務・文化・レクリエーションなどが融合した複合機能のまちづくりが進められてきました。開発から40年以上が経過し、二次開発も見られることから、適正な土地利用に誘導する必要があります。

商業・業務施設、工場・事業所など様々な用途が混在する地区では、低未利用地を中心に住宅系への土地利用の進展により人口が増加してきています。また、賃貸住宅が多く立地している地区においては、20代前半から30代後半を中心とする世代の人口流入の受け皿として機能しており、今後も同様の傾向が続くものと想定されます。そのため、人口構造の変化に対応し、まちの活力の維持につながるよう、適正な開発を誘導する必要があります。

住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が顕著となっていることから、居住環境のバリアフリー化の推進や住まいに関する情報提供などに取り組んでいく必要があります。

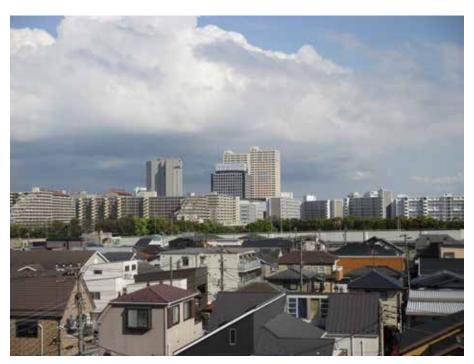
また、高齢者や障がいのある方、子育て世帯などが安心して暮らせるよう、既存ストックの活用を基本に、福祉施 策と連携を図りながら住宅を確保する必要があります。

#### 基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

#### ◆竣工年代別分譲集合住宅棟数



資料:浦安市分譲集合住宅実態調査中間報告書



市内の住宅地

#### 施策の展開内容

#### (1) 良好な市街地環境の保全・整備

堀江・猫実・当代島地区の密集市街地\*については、地区特性に応じた密集市街地\*の改善の考え方、事業の手法や進め方などについて、住民と協議しながら、地域の魅力や特色を活かした防災機能の向上と住環境の改善に取り組みます。

計画的に開発された戸建住宅地区については、引き続き良好な住環境の維持保全を図るとともに、地区の利便性や人口構造などの観点から、様々な世代や世帯が住みやすいまちの形成に向けて地域住民が主体的に検討できるよう支援します。

日の出・明海・高洲地区については、二次開発により当初の土地利用計画とは異なる土地利用が生じるようになり、今後も同様の転換が想定されることから、地区の利便性や活力の維持などの観点、周辺地域への影響を考慮しながら開発を誘導します。

地域住民が将来にわたり安全で安心して住み続けられる良好な市街地環境の維持保全を推進するため、 大規模な土地利用の転換などを伴う開発に際し、適正な土地利用を誘導します。

賃貸住宅が多く立地している地区や住宅化の進展が見込まれる地区については、人口の増加や土地利用の変化にあわせて、歩道や公園などの充実に取り組むとともに、適切な開発を誘導します。

良好な市街地環境を形成するため、「浦安市宅地開発事業等に関する条例」や「浦安市景観条例」などを適 正に運用します。

#### (2) 良質な住宅ストックの形成

様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住まい方に対応するため、住宅ストック\*の活用による住み替えなどを促進します。

また、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストック\*の形成を促進するため、長期優良住宅\*や住宅性能表示\*などの情報提供や普及・啓発に取り組みます。

戸建住宅については、良質な住宅ストック\*となるよう適正な維持管理と多様なニーズにあわせた建物の 更新などを促進します。

分譲集合住宅については、適切な維持管理方法の情報提供などを通して、自主的かつ適正な維持管理や 長寿命化対策などへの取り組みを支援します。また、分譲集合住宅の長寿命化や建て替えなどが円滑に進む よう、管理組合に対してデベロッパーや専門家などを派遣し、具体的な手法などを協議・調整しながら事業を 進めていく仕組みを検討します。

防災や衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある空き家などの発生を抑止するため、住宅の適正管理を啓発するとともに、利活用を促進できるよう検討します。

高齢者や障がいのある方、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定を確保するため、住宅セーフティネット\*の構築に取り組みます。

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

### 2 道路・交通

#### 現状と課題

本市では、公有水面埋立事業\*にあわせ、都市の骨格となる道路網の整備が進められ、都市計画道路\*を中心とした現在の道路ネットワークが形成されました。また、公有水面埋立事業\*に続く市街地整備や住宅開発の中で、地区内の幹線道路や生活道路の整備が進められてきました。

広域幹線道路については、国道357号東京湾岸道路の慢性的な渋滞が課題となっています。舞浜交差点の立体化により渋滞緩和が期待される一方で、東京外かく環状道路の開通に伴い旅行速度\*の低下が見られることから、更なる対策が必要となっています。また、東京都の放射16号線との連絡が計画されている堀江架橋や都市計画道路\*3・1・2号堀江東野線の整備が課題となっています。さらに、新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、国や千葉県において検討が始まったことから、その動向を注視していく必要があります。

幹線道路については、今後、首都直下地震\*などの大地震が発生した場合であっても、市民生活に混乱が生じないよう緊急輸送路\*としての機能の確保が求められています。

市民の日常生活に身近な生活道路については、引き続き、各地区の特性に応じて整備を推進するとともに、新中通りの整備や密集市街地\*の再整備にあわせて狭あいな道路の拡幅などを進める必要があります。

歩行空間や自転車利用環境については、歩行者や自転車が共に安全で快適に通行できるよう、歩道や交差点の改良、自転車走行環境の向上などを進めるとともに、利用者に配慮した自転車駐車場の整備や運営などに取り組む必要があります。

今後、既存道路の老朽化の進展に伴い、橋りょうや道路付属物\*などを含めて、補修や改修などが必要となる道路が増大していくことが見込まれることから、将来にわたって既存の道路・交通環境を良好な状態で維持することが求められています。

本市には、鉄道2社2路線と民間バス3社38路線、おさんぽバス3路線があるほか、アーバンリゾートゾーン内には、モノレール1社1路線があり、鉄道とバスは市民生活を支える重要な交通機関となっています。

鉄道については、通勤・通学時やテーマパーク開閉園の時間帯に混雑が激しいことから、混雑の緩和や利便性の向上、利用者の安全確保が求められています。

一方、バス交通については、鉄道駅を中心に路線バスとおさんぽバスが市内各所を結んでいます。今後は高齢化の進展に伴い、既存の住宅地では自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれることから、誰もが快適・円滑に移動できるよう地域と公共施設や病院などをつなぐ交通ネットワークを充実していく必要があります。



おさんぽバス

#### 施策の展開内容

#### (1) 安全で快適な道路の整備

国道357号東京湾岸道路については、市内の交通渋滞の緩和を図るため、引き続き国が進めている車線の増幅や交差点の立体化などの整備を促進します。

堀江架橋や都市計画道路\*3·1·2号堀江東野線については、流入してくる自動車交通の対応、市内道路や周辺の市街地環境への影響などに配慮しながら、整備に向けて事業主体や計画内容などについて千葉県と協議を進めます。新たな規格の高い道路ネットワーク、いわゆる第二東京湾岸道路については、市民生活や環境への影響に十分配慮した計画となるよう、国や千葉県の検討を注視していきます。

主要な幹線道路については、災害時の緊急輸送路\*を確保するため、液状化対策や無電柱化に取り組みます。

生活道路については、地区の特性に応じた道路空間の整備を進めます。また、引き続き猫実A地区土地区 画整理事業にあわせて新中通りの整備を進めるとともに、狭あい道路については、密集市街地\*の再整備や 沿道の建物の更新にあわせた建築基準法に基づく拡幅を促進します。

安全で円滑な交通を確保するため、道路や橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえ、計画的で効率的な維持・修繕などに取り組みます。

高齢者や障がいのある方などすべての市民にとって、段差の解消や拡幅などより安全で快適なやさしい歩行空間となるようバリアフリー化を推進します。

安全で快適な歩行空間や自転車利用環境を確保するため、自転車通行帯や自転車走行指導帯など道路環境の改善や交差点の改良に取り組むとともに、市民ニーズにあわせた自転車駐車場の整備や運営などに取り組みます。

#### (2) 誰にもやさしい公共交通網の充実

鉄道2路線の混雑緩和のため、沿線自治体などとの連携・協力のもと、列車の増発・増結などによる輸送力強化を促進します。また、利用者の利便性向上のため、JR京葉線の複々線化と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現を要請します。

駅利用者の安全性の向上を図るため、鉄道事業者や関係機関との連携・協力により、舞浜駅のホーム延伸などの混雑緩和対策や市内3駅におけるホームドアの設置などを促進します。

高齢化が進展する中でおさんぽバスがさらに活用され、魅力ある市民の足となるよう地域の実情に合った運行ルートの見直しなどに取り組むとともに、路線バスの利用者の利便性の向上を図るため、既存路線のルート変更や路線の新設などについて、バス事業者と協議します。

基本目標3 安全・安心で快適なまちへ

### 3 生活支援基盤

#### 現状と課題

水道やガス、電気は、日々の生活を維持するだけでなく、健康で文化的な市民生活を支え、産業活動を営む上で欠くことのできない重要な資源・エネルギーとなっていることから、災害時も含め安定的な供給体制を確保することが不可欠です。

一方、墓地については、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化などを背景に、公営墓地の需要がますます高まることが予想されます。市では安定した墓地の供給はもとより、多様化するニーズに対応するため、樹林墓地\*や複合霊堂\*などを整備してきましたが、今後は墓地の承継や無縁化などの課題について対応していく必要があります。

また、斎場については、葬儀の多様化など市民ニーズの変化を捉え、市民が利用しやすい施設の整備、運営などに取り組む必要があります。

#### 施策の展開内容

#### (1) 水道・ガス・電気の安定的な供給

市民生活に不可欠である水道やガス、電気については、災害時においても安定的な供給を確保するため、引き続き関係機関と連携を図ります。

水道については、県営水道の運営のあり方が大きく変わろうとしている中、近隣自治体と連携を図りながら、水道事業のあり方について千葉県と協議を進めます。

#### (2) 市民ニーズに対応した墓地・斎場の運営

墓地公園については、長期にわたり安定して墓所を供給できるよう、段階的な整備に取り組むとともに、墓地の承継や無縁化などの問題について検討を行い、墓地の適正な管理運営に取り組みます。

斎場については、多様化する市民ニーズに対応するため、施設の改修や運営に取り組みます。



複合霊堂



斎場

## 4 下水道

#### 現状と課題

公共下水道は、都市の健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川の水質改善など、快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な基盤施設です。

本市の公共下水道は、千葉県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、関連公共下水道として昭和50年度 (1975年度)に当初認可を得て事業を進めており、平成30年度 (2018年度)末で人口普及率\*、面積普及率\*及び下水道接続による水洗化率\*は、いずれも96%前後の高い水準にあります。

引き続き未供用区域の解消を目指し、下水道事業の推進に取り組んでいく必要があります。

一方、昭和50年(1975年)以降に集中的に整備された下水道は老朽化が進み、今後その改修・更新に係る費用が増大すると見込まれます。そのため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、下水道の計画的かつ効率的な更新を推進していく必要があります。

また、東日本大震災により、本市の下水道は大きな被害を受けたことから、復旧工事とあわせて、耐震・液状化対策を行いました。今後想定される地震災害に備えた計画的な耐震工事や、災害時医療拠点施設\*などにおける下水道機能の確保に向けた対策を進める必要があります。

#### 施策の展開内容

#### (1) 下水道の機能の維持・向上

下水道を将来にわたり適切に維持していくため、管路やポンプ場などの計画的・効率的な維持・修繕に取り組みます。

地震時においても下水道の機能を確保できるよう、引き続き主要幹線の耐震・液状化対策を計画的に推進するとともに、災害時医療拠点施設\*などにおける下水道機能の確保に向け、施設管理者と協議・調整を行いながら対策を進めます。

舞浜ポンプ場については、老朽化対策や耐震性能の改善を図るため、千葉県と協議しながら新たなポンプ場を整備します。また、整備にあたっては地域のニーズを踏まえた公共施設の整備が図られるよう敷地の有効利用に取り組みます。

#### (2)下水道の普及・促進

下水道接続による水洗化の普及・促進を図るため、未整備地区における公共下水道の整備を計画的に推進するとともに、未接続世帯に対し、公共下水道への接続を促す啓発活動に取り組みます。